



生産性向上を目指す皆様へ 生産性革命推進事業のご案内

生産性革命推進事業では、令和5年度補正予算は2,000億円となっており、中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施しています。柱となるのは、「ものづくり補助金」「小規模事業者持続化補助金」「IT導入補助金」の3つの補助金です。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- **省力化(オーダーメイド)枠を新設!** 人手不足の解消に向けて取り組む中小企業・小規模事業者の省力化投資に対し、補助上限を引き上げて支援
- 大幅な賃上げに取り組む場合は**100~2,000万円の補助上限を上乗せ**(新型コロナ回復加速化特例を除く)



申請類型	要件	補助上限額	補助率
New! 省力化(オーダーメイド)枠	省力化への投資	750万円~8,000万円 (大幅賃上げ:1,000万円~1億円)	最大2/3
New! 製品・サービス 高付加価値化枠	通常類型	750万円~1,250万円 (大幅賃上げ:850万円~2,250万円)	最大2/3
	成長分野進出類型 (DX・GX)	1,000万円~2,500万円 (大幅賃上げ:1,100万円~3,500万円)	2/3
グローバル枠	海外事業の拡大・強化に資するもの	3,000万円 (大幅賃上げ:4,000万円)	最大2/3

省力化(オーダーメイド)枠
活用イメージ

熟練技術者が手作業で行っていた組立工程に、システムインテグレータ(Sier)と共同で開発したAIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを導入し、完全自動化・24時間操業を実現。組立工程における生産性が向上するとともに、熟練技術者は付加価値の高い業務に従事することが可能となった。

小規模事業者持続化補助金

- 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援、特に赤字など業況が厳しい中でも、賃上げや事業規模の拡大に取り組む事業者等を引き続き支援
- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、全ての申請枠で補助上限を**一律50万円上乗せ!**(最大250万円)

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	最大2/3
賃金上げ枠・卒業枠 後継者支援枠・創業枠	200万円	

補助金活用事例 ①

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。



補助金活用事例 ②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。



IT導入補助金

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入を支援
- インボイス制度に対応したITツールの導入を支援するため小規模事業者の補助率を**最大4/5補助!**

申請類型	補助対象経費	補助上限額	補助率
通常枠	ITツール 勤怠・労務管理ツールなど	最大 450万円	1/2
インボイス枠	ITツール 会計ソフトなど	~50万円	最大 4/5

※その他の申請類型については公募要領をご確認ください。

安価なツールもOK!

事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎに係る取組を支援
- 一定の賃上げを実施する事業者を対象に補助上限を**800万円**に引き上げて支援

申請類型	補助上限額	補助率
経営革新枠 設備投資等の新たな取組	600万円~800万円	1/2~ 2/3
専門家活用枠 仲介・FA費用等	600万円	1/2~ 2/3
廃業・再チャレンジ枠 廃業費用等	150万円	

経営革新枠、専門家活用枠との併用が可能

2024年の賃上げ目標は5%以上！ 中小企業が受けられる賃上げ促進税制

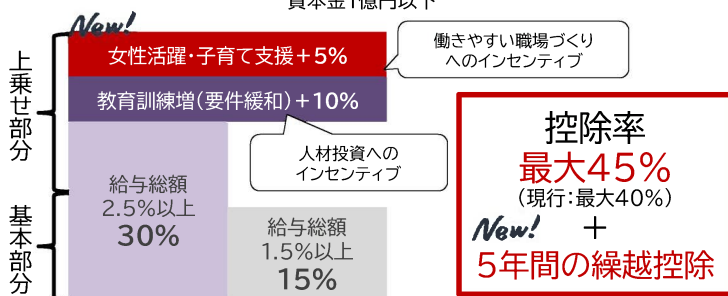
中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。労働組合の中央組織である連合(組合員約700万人)が2024年賃上げ要求は『賃上げ分3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上の賃上げを目安』とする案を発表しています。

賃上げ促進税制が強化され3年延長されます！

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡大し、効果を深めるため賃上げ促進税制が強化され、**3年延長されます！**さらに雇用環境改善のため人材投資・働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与し、賃金だけでなく『働き方』全般にプラスとなる制度です！

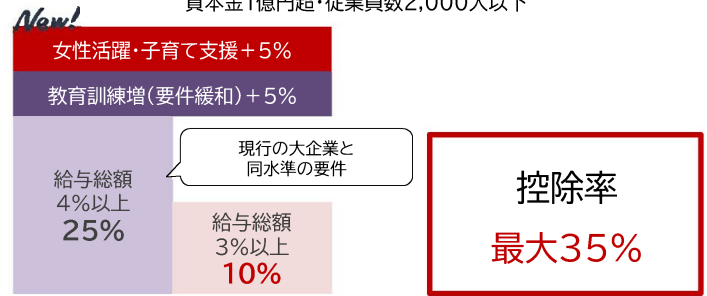
中小企業・個人事業者

資本金1億円以下



中堅企業

資本金1億円超・従業員数2,000人以下



- ※ 令和6年4月1日～令和9年3月31日開始事業年度で適用となります
- ※ 個人:令和7年～9年開始事業年度で適用となります
- ※ 5年間の繰越控除については持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除をする年度は雇用者全体の給与総額の前期比増加が要件となります

女性活躍・子育て支援の上乗せ措置の要件
 くるみん 子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定
 えるほし 女性活躍を推進する優良企業として厚生労働大臣が認定
 中小企業・個人事業者:「くるみん以上」または「えるほし2段階目以上」
 中堅企業:「プラチナくるみん」または「えるほし3段階目以上」



賃上げ目標5%以上のための中小企業経営者が検討したい6つの対策

賃上げによる人件費の増加を賄いつつ利益を確保し、企業を存続させるためには、大きく次の3つが必要となります。

従業員処遇と労働環境の向上

売上の拡大

収益構造の改善

最低賃金の見直し	就業規則の整備	人材採用の見直し
最低賃金は毎年10月に改定されています。正社員についても時給換算し、時給が最低賃金を下回っている従業員がいないことを確認します。	自社の就業規則を整えるとともに、最近の労働法改正にあわせた内容となっていることを確認します。現行の労働法にあっていない場合は、雇用や賃上げにおける助成金の申請がとれないことがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ハローワーク等の求人広告は経営者自身の言葉で思いを入力する ✓ 求人票の冒頭80文字で、何の会社かを印象的に説明 ✓ 仕事内容は単に営業とせず、何を誰にどうするのか具体的に記載する ✓ ホームページやSNSで社内イベントや業務風景、ランチタイムや退勤後の雰囲気を動画で発信し、どのような社員がいるかなどを伝える ✓ 若い世代にはTikTokやXなど自社の求人像と合った求人媒体を選択
従業員定着率改善の取り組み	販売価格の見直し	付加価値の向上
離職率の理由として回答が多い「労働条件、休日など」についても改善に取り組むことが有効です。特に若い世代は給料水準よりも労働時間の長さや休日数の少なさを理由とする離職が目立ちます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土日祝などの休日化、年間休日の増加 ・ 介護休暇、時間単位の有休などの導入 	売上の拡大策はコスト上昇分を販売価格に転嫁する値上げです。価格交渉が難しい販売先に理解してもらうためには、事前に自社で以下を取り組んでおくことが有効です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原価管理の導入による経費内容の把握 ・ 電気料金や原材料価格についてのデータの収集など 	売上、利益を拡大するために、新たな製品やサービスに取り組むことがあげられます。まったく新しい分野に取り組むことだけではありません。従来と同じ製品であっても新たにECサイトでの販売を開始するなど、商流の見直しにより利益率を向上させる取り組みなどが検討可能です。

ものづくり補助金・IT導入補助金・キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)など賃上げや社会保険適用に伴う負担を軽減する支援策は多数あります。自社の取り組み内容が対象となる支援制度の受給が漏れていないかを確認しましょう！

第15回締切公募開始！電子申請が変更になります！ 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。インボイス転換事業者は補助上限額が一律+50万円となります。

	通常枠	賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	補助対象事業者	
						商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
補助上限額	50万円	200万円	200万円			宿泊業・娯楽業・ 製造業・その他	常時使用する従業員の数 20人以下
補助率	2/3	2/3*	2/3				

※賃金引上げ枠のうち赤字事業者の場合3/4

小規模事業者持続化補助金第15回の変更点

賃金引上げ枠の要件が上昇(+50円)

補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より+50円以上であることが条件となります。

事業実施期間が短くなる

事業実施期間が約5カ月間となります。事業完了から実績報告までの期間がタイトなので段取り良く進めていくようにしましょう。

代理申請に関する明文化

代理申請は不正アクセスとなり、不採択となってしまう可能性があります。申請自体は事業者が行うようにしましょう。

雑役務費が補助対象外になった

補助事業実施に伴う臨時的な雑役務費(アルバイト代などの人件費、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費等)が補助対象外となります。

業種別にみてみよう！

補助金をもらって実現した事業・サービス

飲食店

店舗オリジナル商品の
冷凍販売による販路開拓



地元のフルーツを
活用した新商品開発



製造業

産業用ドローンを導入し
新規サービスを開発



若年層をターゲットに
デザイン性を重視した
リノベーション事業を展開



サービス業

新規顧客獲得と地域の
コミュニティ活性化のための
ワークショップ事業



ホームページのリニューアル
・自社パンフレット作成に
よる新規顧客の開拓



絶対おさえておきたいポイント！

● 補助金の対象となる経費項目が幅広い！

他の補助金と比較しても補助対象となる経費項目が多いので、様々な事業で利用できます。

● 経営力向上計画の認定で優先採択！

経営力向上計画の認定を取得している事業者には、審査の際に加点されるので優先的に採択されます。

● くるみん・えるぼし認定で優先採択！

次世代法又は女性活躍推進法に基づく認定を受けている事業者は優先的に採択されます。

第15回受付締切分

申請受付締切: 2024年3月14日(木)
申請をご検討の企業様はお早めにご相談ください。



電子申請が変わります！



jGrants ➡ 独自システムに変更！

商工会地区、商工会議所地区で同じ申請システムに統合！

注意 申請は、原則、電子申請システムで受付となり、
郵送の場合は減点調整が行われるためご注意ください。

自然災害による事業への影響に備え 「事業継続力強化計画」を策定しましょう！

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。事業継続力強化計画には、自社のみで取組む「単独型計画」と他社と一緒に取組む「連携型計画」の2種類があります。

— 認定を受けた企業のメリット — 5つの検討ステップで簡単作成！

1. 認定ロゴマークの活用

HPや名刺等にロゴをいれて顧客や取引先へ防災対策をPR！

2. 日本政策金融公庫による低利融資

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ

3. 防災・減災設備の税制優遇

自家発電設備や排水ポンプ、貯水ポンプ等、自然災害が事業に与える影響を軽減させる設備が特別償却18%税制措置を受けられる ※令和7年4月1日以後に取得等をする対象設備は特別償却16%

4. 補助金の加点措置

ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金など

5. 損害保険料の割引

損害保険会社9社(2023年5月現在)が保険料の割引

6. 中小企業庁HPでの認定企業公表

地域ごとにファイルを分け、都道府県別に事業者名を公表

STEP1 事業継続力強化の目的を明確化

計画を策定する際には、まず目的をはっきりさせることが重要です。

STEP2 災害などのリスクの確認・認識

ハザードマップなどを活用しながら、自社の事業所や工場がある地域の災害リスクについて確認しましょう。

STEP3 初動対応の検討

災害等が発生した直後の初動対応を検討します。

STEP4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応

STEP2で検討した、ヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、事前にどのような対策をとれば良いか考えます。

STEP5 平時の推進体制

事業継続力を強化するには、訓練など、平時の取り組みが大切です。

わかりやすく解説したポータルサイト！

事業継続力強化計画のポータルサイトでは、申請後の取組事例なども掲載しておりますので併せてご確認ください。
ご不明点は、弊社までお問い合わせください。




認定事業者が活用できる支援策活用事例

事例1

中小企業防災・減災投資促進税制(特定事業継続力強化設備等の特別償却)を活用できます！

製造業


令和元年の台風により同社工場の近隣を流れる川が氾濫、設備の浸水被害を受け防災対策である税制を活用し、設備投資に取り組む 

- ✓ 資金的に余裕があるうちに前倒しで償却を進められた
- ✓ 税制優遇を活用し設置した防水板、排水ポンプ等が功を奏し、令和4年度の台風では浸水被害を未然に防げた

事例2

保険会社によっては、一部商品において保険料の割引適用が受けられます！

運輸業

東日本大震災を契機に従業員が安心して業務に取り組める組織づくりとして計画策定 

- ✓ 有事の際に備え、2ヶ月に1回従業員向けの安全講習会を実施することで従業員の採用にもつながった
- ✓ 加入していた業務災害補償保険に割引適用ができ、その原資をもとに天災危険保障を新たに付帯



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

